



問 機械による災害防止を推進するために何か参考にするものはありますか。

答 全国における機械設備による労働災害は、年々減少の傾向にあるものの、令和元年の休業4日以上の死傷者数は、2万6154人で全災害の20・8%を占め、依然として多発しています。機械災害は、機械のエネルギーが大きいことから、はさまれ・巻き込まれ等により身体部位の切断、挫滅等の障害を残す重篤

な災害や死亡災害につながるものが少なくないのが特徴です。

こうした災害を防止し機械の安全対策を進めるため、すべての機械に適用できる包括的な安全対策の基準として、平成19年7月に全面的に改正されました「機械の包括的な安全基準に関する指針（「機械包括安全指針」）（平成19年7月31日付け

危険性を確実に低減させることができると、次の各事項の取組みが求められています。

- 1、機械のリスクアセスメントの実施
- 2、リスクアセスメントの結果に基づく保護方針の実施
- 3、上記の設備対策を講じた後に存在する残留リスクについては、残留リスクの内容とその対処

◆ 機械包括安全指針 ◆ 機械を安全化し、安全に使用するために

池戸 宏光

基発第0731001号）が参考になります。指針では、機械の安全化を進め、機械による労働災害の一層の減少を図るため、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれに取組みを求めています。取組みの概要は、次の通りです。

方策についての必要な情報等を「使用上の情報」としてユーザーへの提供
なお「使用上の情報」を確実にユーザーに提供することを推進するため、労働安全衛生規則第24条の13（機械に関する危険性等の通知）「製造者等は機械の危険性等を文書の交付等により相手側の事業者に通知すること」を努力義務として規定

1、メーカーから提供された「使用上の情報」を活用し、リスクアセスメントを実施、「使用上の情報」に記載のあった事項以外を含め、必要な保護対策の実施
なお、リスクアセスメントを実施する上で必要な情報がメーカーから提供されていない場合には、メーカーに情報提供を求めること。メーカーが提

供できない場合は、リスクアセスメントが実施されていない可能性が高く、安全確保の観点からはお勧めできない機械とも言えます。

2、ユーザーでの設備対策を講じた後に存在する「残留リスク」に対しては、作業手順の作成や教育訓練などの実施
なお、労働安全衛生法では、機械の安全確保を図るため、クレーン等特定の機械を製造する場合の製造許可制度並びに検査制度、特定の機械以外の一定の機械について、厚生労働大臣の定める規格、安全装置を具備しない場合の譲渡、貸与、設置の禁止等々があります
が、流通している機械の大半は、法の規制の対象外となっていますことから、機械包括安全指針に沿った取組みが求められるところとす。
（池戸労務安全管理事務所所長）